

杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）

（平成 26～33 年度）

第一次実施プラン（中間のまとめ）

（平成 26～30 年度）

概要版

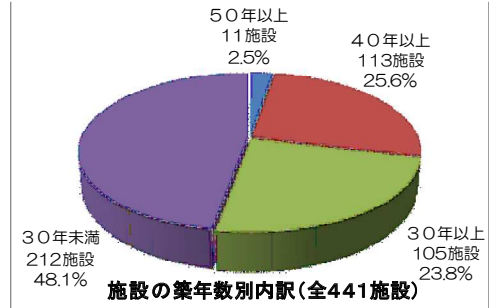
平成 25 年 9 月



第 1 章 区立施設を取り巻く状況～今なぜ再編整備が必要なのか？～

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

- 平成 24 年度末現在、区の全施設※の約 50%は築 30 年を越え、約 30%は築 40 年を越えており、今後、これらの施設が、次々に更新時期を迎えます。
- 仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後 30 年間に必要な改築・改修経費は約 2,779 億円と推計され、大きな財政負担となります。



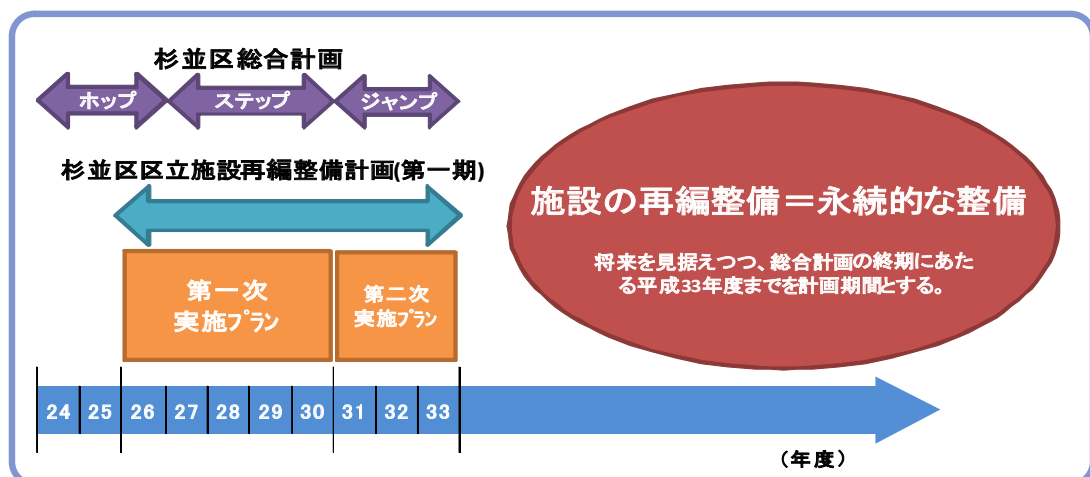
2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

- 少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されます。
- 一方、学校施設は児童生徒数の減少から余裕教室が生じ、一部の学校では統合も実施されています。児童館は、中・高校生の利用は少ない反面、学童クラブの需要は大きく増加し、ゆうゆう館は利用者数は増えていますが、時間帯等による利用のばらつきが大きく、利用率は 40%台となっています。また、集会施設も利用率は 60%台にとどまっています。
- このように、需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もあり、施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設を有効に活用するため、再編整備を進めていく必要があります。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- **第一期計画** : 時代の変化等に対応する計画とするため、平成 26 年度から総合計画の終期にあたる平成 33 年度までを計画期間とします。
- **第一次実施プラン** : 平成 26 年度から平成 30 年度までの計画とし、第二次実施プランは、総合計画の改定に合わせ平成 30 年度に策定します。



※災害用備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。

2. 基本方針

1 施設設置基準の見直しー7地域の継承と46地区の基準の転換

これまで施設設置の基準としてきた7地域については、コミュニティの単位として浸透しており、地域バランスの観点からも継承します。

46地区に基づく施設配置の考え方については、少子高齢化への対応や施設の効率的な運営の観点から見直し、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

2 複合化・多機能化等による効率化の推進

改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るほか、施設の複合化・多機能化とともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を図ります。生み出された果実（他用途への転用が可能となった施設・用地、財政効果）は、その時々々の行政需要への対応に有効に活用します。

3 学校施設と学校跡地の有効活用

学校は地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、改築時には施設規模のスリム化を図り、他施設との複合化・多機能化を進めます。

統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し、有効活用を図ります。

4 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

児童館は設置目的と利用実態との乖離が生じていること、「子ども子育て支援新制度」の本格施行（平成27年度予定）に向け、子育て支援サービスに関する総合的な相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、施設としては廃止し、これまで担ってきた各種の子育て支援に関する機能・役割は、新たに設置する子育て支援施設等で継承します。

5 ゆうゆう館の再編と地域展開

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館は、老朽化への対応と合せて、保育園を併設する一部の施設で保育施設への転用を図るとともに、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割の継承を図りながら、順次、地域のコミュニティ施設へと転換・再編を進めていきます。

6 地域コミュニティ施設の再編

地域区民センターと区民集会所を7つの地域コミュニティの核と位置付け、区民会館、ゆうゆう館、児童館の一部を対象に、施設の有効活用や世代間交流の観点から、子どもから高齢者まで、多世代が身近な地域で気軽に利用できる施設へと段階的に再編を図っていきます。

7 緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

当分の間、需要が増加することが予測される保育施設について、区が所有する施設・用地のほか、東京都や国の財産を有効活用して、優先的な整備を行います。

3. 対象となる区立施設

保育施設等、学校施設（統合後の学校跡地を含む）、児童館等、ゆうゆう館、集会施設、文化・教育施設等、体育施設、庁舎等、障害者施設、公共住宅、自転車駐車場・集積所、児童遊園・遊び場、民営化宿泊施設

1. 基本的な考え方

- 行財政改革基本方針に基づき策定する杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）を着実に推進するための実施計画として策定します。
- 実施プランでは、保育施設の整備、児童館の再編、更新の緊急性の高い施設の再編、学校施設の複合化・多機能化に重点的に取り組めます。

2. 計画期間

- 平成 26～30 年度までの 5 年間

3. 再編整備の方向性と具体的な取組

1. 保育園・子供園

課題と再編整備の方向性

- 当分の間、保育需要は増加すると見込まれるため、計画的な保育施設の整備に取り組み、女性が安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を推進
- 既存の保育施設の多くが築 40 年以上を経過し、老朽化への対応が課題

具体的な取組

- 再編により生み出された施設・用地のほか、東京都や国の財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を推進
- 老朽園舎の計画的な改築を推進し、仮設園舎は近隣にある複数の保育施設の改築に利用し有効活用

2. 学校施設

課題と再編整備の方向性

- 今後 30 年間で、約 50 校が老朽化により次々に更新時期を迎えるため、計画的かつ効率的・効果的な改築整備が必要
- 今後改築する学校は、施設規模のスリム化により、他施設との複合化・多機能化を進め、地域コミュニティの核となる施設づくりを推進
- 既存の学校の余裕教室等を活用し、学童クラブへの需要など、時代のニーズに対応
- 学校の跡地については、区民福祉の向上に役立つよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から有効な活用策を検討

具体的な取組

- 杉並第一小学校の老朽改築に合わせ、耐震化等に課題がある産業商工会館、杉並会館や、近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を実施
- 学童クラブや小学生の放課後居場所事業の小学校内での実施を推進
- 旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地は、防災スペースを確保する等、地域のまちづくりに資する活用を検討（当面旧若杉小は既存校舎を活用し保育施設拡充）
- 旧永福南小学校の既存校舎については福祉系施設への転用を基本とし、体育館は永福体育館に転用

3. 児童館・学童クラブ

課題と再編整備の方向性

- 児童館は、0歳から18歳までの児童の健全育成を目的に設置されているが、併設する学童クラブの需要が伸びる一方で、中・高校生の利用は極めて少ないなど、設置目的と利用実態が乖離
- 「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向け、地域子育て支援拠点の整備を推進
- 現在の児童館としての施設は廃止し、これまで児童館が担ってきた子育て支援に関する機能・役割は、新たな子育て支援施設等で再編

具体的な取組

- 学童クラブや小学生の放課後居場所事業は、小学校内で実施することを基本とし、児童の安全と健全な育成環境を確保
- 「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向け、新たに（仮称）子どもセンターを設置
- 中・高校生の居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえて今後のあり方を検討・具体化
- ゆうキッズは、（仮称）子どもセンターほか、学童クラブ移設後の小学校や学童クラブ専用館等で展開
- 青少年育成委員会等の活動支援機能は、（仮称）子どもセンター等で継承
- 学童クラブ専用館や（仮称）子どもセンターに転用しない児童館は、保育園や地域コミュニティ施設へ転用を検討

4. ゆうゆう館

課題と再編整備の方向性

- 近年はNPO法人等との協働事業により利用者が増加
- 一方、施設の老朽化対応や、時間帯等により利用のばらつきが多く、全体の利用率は4割程度
- 施設の更新を図りながら、地域コミュニティ施設へ発展的に再編

具体的な取組

- 老朽化した保育園併設施設の一部は、改築の際、代替施設を確保したうえで保育園に転用
- 幅広い高齢者が利用でき、かつ多世代が集える地域コミュニティ施設へ転用を検討
- 当面、町会や青少年育成委員会等の利用枠を確保のしたうえで、夜間の目的外利用のさざんかねっと予約を可能にし、利用率向上を図る（H27.1）

5. 集会施設

課題と再編整備の方向性

- 地域では集会施設、ゆうゆう館等をコミュニティ活動の場として活用
- 利用率は6割程度にとどまっており、施設の有効活用が課題
- 多世代が利用できる地域コミュニティ施設へ再編（第二次実施プランで本格実施）

具体的な取組

- 地域コミュニティ施設への再編に向け、既存施設の利用実績等を検証、適正配置を検討
- 杉並会館は、耐震補強を実施し、杉並第一小学校の改築に合わせた、移転までの期間は継続利用
- 区民事務所会議室は、他のコミュニティ施設に機能を取り込み、廃止
- 利用率の低い和田堀会館は、廃止・用地売却

6. 文化・教育施設等

課題と再編整備の方向性

- 7地域14館構想に基づく図書館整備
- 科学館で実施する移動教室（理科実験）は、学校の理科室の設備整備が進み必要性が低下

具体的な取組

- 高円寺地域に2館目の図書館を設置検討
- 桜上水北分室に図書サービスコーナーを新設
- 科学館の学校教育部門は、生涯教育部門と分離して、済美教育センターへ移転し、理科の移動教室は職員が学校に出向く形態に変更

7. 体育施設

課題と再編整備の方向性

- 永福体育館、和田堀公園プールの老朽化
- 計画的再編と跡地活用

具体的な取組

- 現大宮前体育館跡地を保育と高齢者施設の併設施設へ転用
- 永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転
- 和田堀公園プールの今後のあり方を検討

8. 庁舎等

課題と再編整備の方向性

- 本庁舎は東棟が築50年を経過しており、改築に向けた検討を実施
- 区民事務所、分室、駅前事務所は、配置のあり方とサービスを見直し、地域バランスの確保や区民サービスの向上を図る
- 保健センターは地域の保健活動拠点としての役割を踏まえ、(仮称)子どもセンターと複合化し、母子保健との連携による子育て支援を充実
- 耐震性に課題のある杉並清掃事務所は早期に改築の計画に着手
- 産業商工会館は耐震性等の課題から施設を廃止

具体的な取組

- 証明書類のコンビニ交付導入に合わせ、阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を廃止
- 保健センター(5所)に、総合的な子育て相談支援等を行う(仮称)子どもセンターを設置
- 杉並清掃事務所の改築
- 産業商工会館は、杉並第一小学校の改築と合わせて、杉並会館、阿佐谷地域区民センターとともに移転し複合化
- 産業商工会館の施設は平成26年度末に廃止し、展示室・集会室・ホールは杉並第一小学校への移転まで阿佐谷地域区民センター等を活用、ゆうゆう阿佐谷館は阿佐谷区民事務所に移転、就労支援センター事業はあんさんぶる荻窪へ移転

9. 障害者施設

具体的な取組

- 既存施設のスペース拡充を図り、重度知的障害者通所施設の定員確保に努める
- 杉並清掃事務所方南支所移転に合わせ障害者施設への転用を検討
- 再編整備によって空いた施設や用地を活用し、障害者(児)の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備支援を推進

11. 自転車駐車場・集積所

具体的な取組

- 下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合を実施
- 荻窪北第三自転車駐車場を他施設と複合化

10. 公共住宅

具体的な取組

- 20年間の開設期間が終了する区民住宅(5団地)を順次廃止し、区が所有する6戸は売却

12. 児童遊園・遊び場

具体的な取組

- 遊び場79番(高円寺南1丁目)を廃止し、保育施設用地に活用
- 新たな公園づくりの検討・実施

13. 民営化宿泊施設

具体的な取組

- 湯の里「杉菜」の売却
- その他3施設の経営改善と保有適否検討

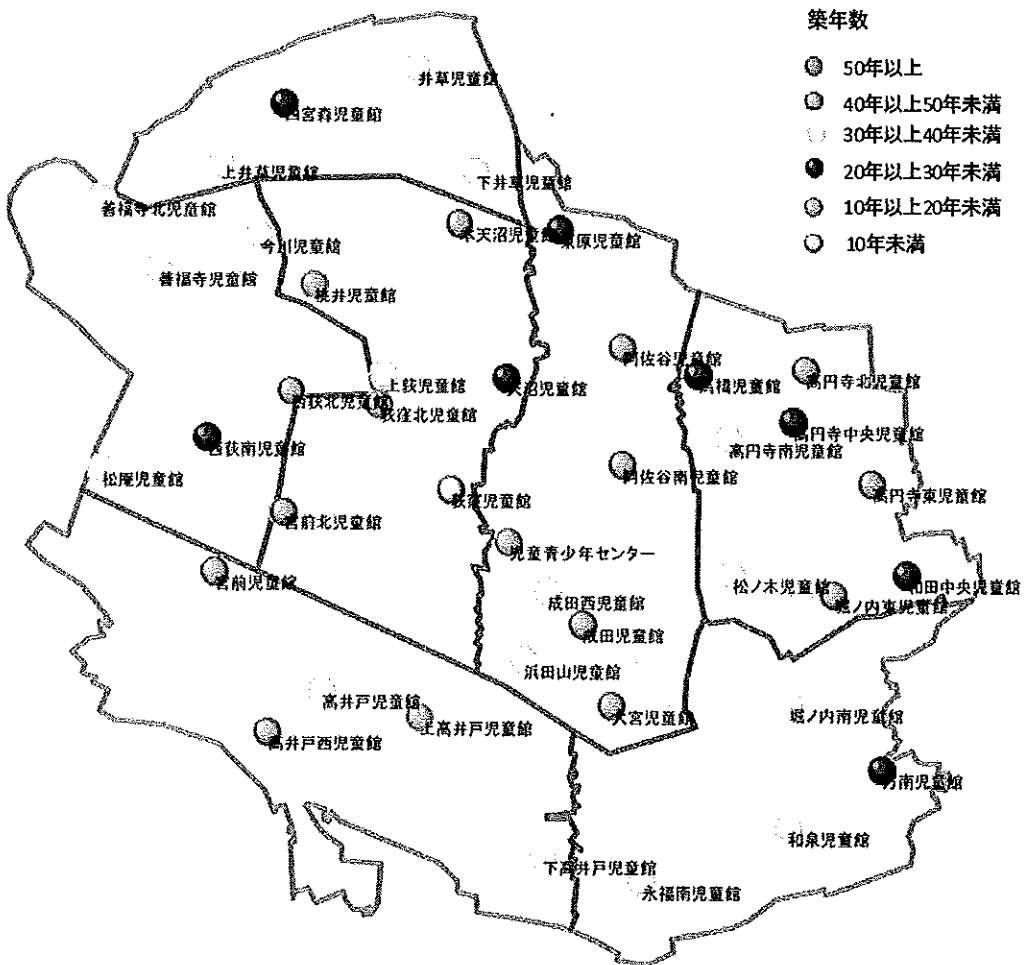
(3) 児童館・学童クラブ

【施設の概要】

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
児童館	0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき、小学生の放課後居場所事業や子育て支援事業等の実施を目的として設置	42 ※児童青少年センターを含む	657 m ²	—
学童クラブ	保護者が就労などにより、昼間留守になる家庭の児童を対象にした放課後の生活の場として設置 (学童クラブは児童館併設を含めると49施設)	児童館併設 38 単独館 11	101 m ²	97.4%

※「児童青少年センター」：中・高校生を主な利用対象とする大型児童館

【施設の配置】



【課題と再編整備の方向性】

児童館は、0歳から18歳までの児童の健全育成を目的に設置された施設で、38館が学童クラブを併設しています。近年では、女性の社会進出の本格化等に伴って学童クラブの需要は大幅に伸びている一方、中・高校生の利用は極めて少数にとどまるなど、設置目的と利用実態には大きな乖離が生じています。また、「子ども・子育て支援新制度」(※P7参照)の本格施行(平成27年度予定)に向け、子育て支援サービスに関する総合的な相談や情報提供等を行うための地域子育て支援拠点を整備していくことが課題となっています。

これらの状況等を踏まえ、現在の児童館としての施設は廃止し、これまで児童館が担ってきた子育て支援に関する機能・役割は、新たな子育て支援施設等で再編します。

【具体的な取組】

- 学童クラブや小学生の放課後居場所事業は、児童の安全と健全な育成環境を確保するため、小学校内での実施を基本として、計画的な移設等を進めます。また、増大する学童クラブの需要に対応するため、当面、一部の児童館施設(10か所程度)を学童クラブ専用館として活用します。
- 「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度以降に本格施行されることを受け、新たに(仮称)子どもセンター(9か所程度)を段階的に整備し、身近な地域の子育て支援拠点として、保育をはじめとする子育て支援サービスに関する総合的な相談及び情報提供、乳幼児親子のつどいの広場(ゆうキッズ)、一時預かり保育等を一体的に行います。5か所は各保健センター内に設置し、母子保健との連携により総合的な子育て相談支援等を行い、4か所程度は既存の児童館施設を活用して設置します。
- 中・高校生の居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえて今後のあり方を検討・具体化することとし、それまでの間は、児童青少年センターや(仮称)子どもセンター等を活用して実施します。
- ゆうキッズは、(仮称)子どもセンターのほか、学童クラブ移設後の小学校や学童クラブ専用館等で事業展開を図ります。
- これまで児童館が担ってきた、青少年育成委員会等の関係団体の活動を支援する機能・役割は、(仮称)子どもセンター等で継承します。
- 学童クラブ専用館や(仮称)子どもセンターに転用しない児童館は、保育園や地域コミュニティ施設への転用を検討します。児童館廃止後、転用等の活用方法が決まるまでの間は、既存施設の暫定活用を図ります。